

令和8年4月22日

自民党看護問題対策議員連盟
会長 加藤 勝信 様

一般社団法人 日本精神科看護協会
会長 吉川 隆 博



要 望 書

当協会は、精神保健医療福祉の現場で勤務する看護職を主な会員とする団体として、「こころの健康を通してだれもが安心して暮らせる社会づくり」をめざして活動をしております。現在、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や医療機能の分化・連携の推進、さらに精神保健福祉法改正に伴う虐待防止および権利擁護体制の強化が進められています。一方で、精神科医療の現場では、看護職の不足や支援ニーズの複雑化により、医療現場の負担は益々増大しています。加えて、地域移行の推進や在宅支援の拡充に伴い、看護職にはより高度な専門性と実践力が求められており、人材育成および体制整備の重要性が一層高まっています。こうした状況を踏まえ、精神障がい者をはじめ、こころの健康問題を抱える人々が安心して暮らせる社会の実現に向け、以下の事項について要望いたします。

記

【要望事項】

1. 精神科医療の現場において患者及び看護職の安全・安心を確保するため、業務上の暴力被害・危険要因の把握及び危険予防対策を体系的に推進するための財政措置を講じていただきたい。
2. 精神障害を有する方等が地域において安心して生活し、適切な医療および支援を継続的に受けられる体制を確保するために、高度な技術を持った看護職の養成に係る財政的補助を講じて頂きたい。

【要望内容】

1. 精神科医療の現場において患者及び看護職の安全・安心を確保するため、業務上の暴力被害・危険要因の把握及び危険予防対策を体系的に推進するための財政措置を講じていただきたい。

2022年の精神保健福祉法改正により、精神科病院における虐待防止や意思決定支援の推進など患者の権利擁護に関する医療機関への社会的要請は質・量ともに高まっており、より一層の体制強化が求められている。精神科看護職（以下、看護職）は、患者の一番身近な医療従事者として患者の安全と人権を守る使命と社会的責務を負っている。しかし、これらの支援を担う看護職の人員配置や安全対策は十分とは言えず、看護職に過度な責任が集中している実情がある。また、精神科医療現場では、症状特性（興奮、衝動性、被害妄想等）に起因する暴力リスクが一定程度存在し、実際に看護職の約7割が暴力被害を経験しているという報告からも、業務上の暴力防止対策が不十分であることが認められる。

患者の人権擁護と看護職の安全は対立するものではなく、両者は同時に保障されて初めて質の高い精神科医療が成立する。双方の尊厳と人権並びに安全な環境を保障するためには、暴力リスク対策の向上を図るべきであるが、現在の危険予防対策は個別の医療機関に委ねられているため、国や都道府県の施策として具体的な対策を講じていただくことを強く要望する。

2. 精神障害を有する方等が地域において安心して生活し、適切な医療および支援を継続的に受けられる体制を確保するために、高度な技術を持った看護職の養成に係る財政的補助を講じて頂きたい。

近年、精神疾患の有病率は上昇し、国民の約5人に1人が生涯のうちに何らかの精神疾患に罹患すると考えられている。また、児童・思春期からの発症や複合的課題（発達障害、依存症、社会的孤立、ひきこもり等）を有するケースが増加し、国内における20歳未満の精神疾患罹患者が全体の1割以上存在していることから、医療・福祉及び生活支援を統合した高度な支援体制は、喫緊の課題と言える。加えて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の観点においても、入院医療と在宅医療の両輪で看護職の活躍が期待されており、地域の医療サービスの質を担保するためには、幅広い視野と知見のある看護職の育成が不可欠である。

厚生労働省の調査によると2025年には約200万人の看護師が必要とされているのに対し、2020年で約170万人に留まり、全国の医療機関の大半が看護師不足に苦慮している。人材確保は喫緊の課題だが、看護師不足が深刻化する中、新規人材の確保のみでは医療提供体制の維持が困難である現状を踏まえ、在職する看護職の専門性向上および能力開発を通じて医療の質と効率性の向上を図る対策が求められる。そこで、社会の要請に応えることのできる看護職の専門知識・技術向上のための研修受講費用の補助、精神科認定看護師等の専門性の高い看護師育成支援等に関する財政措置を講じるよう強く要望する。